

## 「道」の景観形成推進地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の新築等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
<p>壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。</p> <p>記載欄</p>	
<p>敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。</p> <p>記載欄</p>	
<p>建築物に附帯する屋外の階段や設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に配置するよう努める。</p> <p>記載欄</p>	
<p>道路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。</p> <p>記載欄</p>	
<p>道路等の公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。</p> <p>記載欄</p>	
(2) 高さ・規模	
<p>周辺からの見え方に配慮し、周囲の建築物との調和を図る。</p> <p>記載欄</p>	
<p>周囲の建築物の規模やそれらが形成しているスカイラインとの調和を図る。</p> <p>記載欄</p>	
(3) 形態・意匠・色彩	
<p>形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、隣り合った建築物や周辺の街並みとの調和を図る。</p> <p>記載欄</p>	
<p>屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。</p> <p>記載欄</p>	

<p>建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。</p> <p><b>記載欄</b></p>
<p>色彩は、計画に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。</p> <p><b>記載欄</b></p>
<p>(4) 公開空地・外構・緑化等</p> <p>敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の街路樹や公園等の緑と連続させる。また、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行う。</p> <p><b>記載欄</b></p>
<p>緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の街路樹や公園等の緑との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p> <p><b>記載欄</b></p>
<p>外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</p> <p><b>記載欄</b></p>
<p>中心市街地をはじめ鉄道駅周辺や主要道路沿道では、周辺の環境に応じた夜間照明を行う。一方、住宅地では建築物等を照らす過度な照明は控える。</p> <p><b>記載欄</b></p>
<p>隣接するオープンスペースとの連続性を確保し、オープンスペースは積極的に緑化に努める。</p> <p><b>記載欄</b></p>

上記以外で特に景観に配慮した事項